

第 11 回 受託販売素材入札案内

物件の展示場所 : 石狩森林管理署 昆砂別、簾舞 山元土場

入札開催の日時 : 令和 8 年 1 月 22 日(木) 13:10 開始 13:20 締切

入 札 場 所 : 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番地
北海道森林管理局 3 階 大会議室

主 催 : 北海道木材産業協同組合連合会
事務担当: 札幌地方木材協会
札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 1 番地
TEL 011-251-3913 FAX 011-232-8405

《留意事項》

- ※ 本物件は持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
入札物件一覧表の摘要欄に「間伐材」と記された物件について、「間伐材証明」を必要とする買受者は申し出願います。
また、「間伐材等由来の木質バイオマス証明」が必要な買受者は申し出願います。
- ※ 入札は次頁の入札規定に基づき行いますので、前もってご高覧を賜り、山元土場で販売物件を熟覧のうえ、精々ご奮発して入札くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。
なお、下記アドレスの北海道森林管理局ホームページに詳細が掲載されていますので、そちらも参考に願います。
<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>
- ※ 降雨時および降雨直後の搬出は見合わせるようお願いします。
なお、降雨時等の搬出によって道路の破損等があった場合は原状回復をお願いいたします。
道路状況によっては搬出に重機・鉄板等が必要になる場合もあります。
- ※ 山元土場林道入りロゲートはダイヤル錠により施錠してあることから、物件の確認及び搬出の際は事前に下記の森林管理署へ問い合わせのうえ入林し、出入りの都度施錠してください。
なお、平日以外の土・日・祝日の入林は、余裕を持って署に問い合わせのうえ入林願います。

石狩森林管理署

住所: 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70
電話: 011-622-5111
担当: 総括森林整備官
主任森林整備官 (森林育成・資源活用)

特記事項

1. 販売物件の閲覧について

閲覧する場合は、事前にご連絡願います。

林道等の除雪が必要な場合は、日程をお知らせします。

2. 買受物件の搬出について

林道等の除雪が必要な場合がありますので、搬出する場合はおおよそ1週間前までにご連絡願います。日程をお知らせします。

3. 買受物件の搬出見合わせについて

事業等により林道等を通行止めにする場合があります。

また、林道等が泥濘化した際は、搬出路の損傷を防ぐため搬出見合わせを行う場合があります。

4. 林道ゲートの施錠について

事故防止のため林道ゲートの施錠を徹底するよう要請します。

石狩森林管理署

住所：札幌市中央区宮の森三条7丁目70

電話：011-622-5111

担当：総括森林整備官（有元）

主任森林整備官（伊塚）

道木連素材 入札規定

1 入札方式

- (1) 投票入札方式とし、道木連の指定する入札書用紙を使用して、物件ごとに別葉として物件番号、入札金額など所定の事項を記入し入札してください。
- (2) 郵便入札の場合は、二重封筒の表に「郵便入札」と朱書きし、数署応札される場合は、各署名を記入した封筒に入札書を入れてください。

1月21日(水) 17時まで必着するよう配達証明をもって、

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地

札幌地方木材協会気付

北海道木材産業協同組合連合会 あて郵送願います。

なお、指定期日までに到着しない場合は、無効札となりますのでご注意ください。

2 入札保証金

- (1) 免除します。ただし落札決定後、落札者が買受を取り消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%を「違約金」として徴収します。
- (2) お買上いただいた代金請求後の買受け取消しは、認めないこととします。

3 入札価格

- (1) 入札価格は100円単位とし、端数がある場合は切り捨てとします。
- (2) 消費税10%は代金請求の際に、お買上いただいた代金に加算しますので、入札に当たっては、消費税を含まない、一物件当たりの金額で入札願います。
- (3) 有効札の中の最高値をもって落札とし、最高値が複数、同額の場合は、抽選により決定します。
- (4) 開札の結果、最低販売価格に達する札がない場合は、原則として再入札を行います。

4 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は明細書どおりとし、異議の申立ては認めません。

5 代金の決済

- (1) お買上いただいた代金の決済期限は、令和8年2月2日(月)とし、現金又は金融機関に保証された約束手形とします。
- (2) 約束手形の支払期日は、入札日から60日(令和8年3月22日(日))とし、約束手形の額面金額は、年利2.500%、期間50日の金利を含めた金額とします。
- (3) 約束手形の支払先は、
「〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 北海道木材産業協同組合連合会」とします。
- (4) お買い上げ代金の納入が決済期限を遅延したときは、遅延日数1日につき支払代金の11%(年率)を遅延金として徴収します。

6 物件の引渡

代金の納入が確認された後、又は約束手形の振出日以降に速やかに通知します。

7 搬出期限

令和8年6月30日(搬出を開始する際は事前に署の担当者に連絡してください)

8 その他

(1) 搬出期間を延長しようとする場合は、事前に連絡をすること。

また、その場合は、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に関わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

(2) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

なお、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、入札は無効とします。

(3) 入札参加資格は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け 林政政第338号 林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通知）に基づき指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格の制限を受けていない者としします。

(4) 上記以外の事項については、道木連及び地元の商習慣によることとします。

9 取引銀行

(1) 北洋銀行 札幌駅南口支店 （普）0132529

(2) 北海道銀行 道庁支店 （普）0677847

(3) 大地みらい信用金庫 札幌支店 （普）0001352

口座名：北海道木材産業協同組合連合会

TEL：011-251-0683

10 関係書類の閲覧場所及び問い合わせ先

事務担当：札幌地方木材協会（担当：中川）
札幌市中央区北4条西5丁目1番地

TEL：011-251-3913

携帯：090-8637-0180

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的に責任を越えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

石狩森林管理署委託販売物件一覧表

No. 1

入札日 令和8年1月22日

物件 番号	所在地	桧 番 号	樹 材 種	本 数	材 積 (m ³)	m ³ 廻り	主 間 伐 別 材 径 長 級 換 算 率 搬 出 期 限	摘 要 欄	応 札 枚 数	開 札 結 果	
										二 番 札	一 番 札
313	毘砂別 山元	07-B1-34	低質材N (トドマツ)	438	109.522	0.250	間伐材 3.65m 22 ~ 42 cm 令和8年6月30日				
314	毘砂別 山元	07-B1-35	低質材N (トドマツ)	502	132.362	0.264	間伐材 3.65m 22 ~ 44 cm 令和8年6月30日				
315	毘砂別 山元	07-B1-36	低質材N (トドマツ)	715	80.793	0.113	間伐材 3.65m 13 ~ 20 cm 令和8年6月30日				
316	毘砂別 山元	07-B1-39	カラ原料材	643	67.469	0.105	間伐材 2.40m 8 ~ 46 cm 令和8年6月30日				
317	毘砂別 山元	07-B1-40	カラマツ	561	156.682	0.279	間伐材 4.00m 22 ~ 44 cm 令和8年6月30日				
318	毘砂別 山元	07-B1-41	カラマツ	312	42.128	0.135	間伐材 4.00m 12 ~ 20 cm 令和8年6月30日				
319	毘砂別 山元	07-B1-43	カラ原料材	層積	150.724	-	間伐材 2.40m 0.635 令和8年6月30日				
320	簾舞 山元	07-M5-1	低質材N (トドマツ)	666	182.398	0.274	間伐材 3.65m 20 ~ 52 cm 令和8年6月30日				
321	簾舞 山元	07-M5-2	低質材N (トドマツ)	944	251.885	0.267	間伐材 3.65m 20 ~ 58 cm 令和8年6月30日				
322	簾舞 山元	07-M5-3	低質材N (トドマツ)	836	211.421	0.253	間伐材 3.65m 20 ~ 58 cm 令和8年6月30日				
323	簾舞 山元	07-M10-1	トドマツ	270	62.776	0.233	間伐材 3.65m 20 ~ 40 cm 令和8年6月30日				
324	簾舞 山元	07-M10-2	低質材N (トドマツ)	631	136.799	0.217	間伐材 3.65m 20 ~ 42 cm 令和8年6月30日				
合計				6518	1584.959						

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		313	07-01-001

北海道森林管理局
石狩森林管理署

		513		01-01-001		(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)									
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要		
毘沙別山元	07- B1-34	毘沙別事業地	低質材N	69	低質材	3.65	22 ~ 42	低質材	438	109.522	0.250				
								樹種計	438	109.522	0.250				
								植計	438	109.522	0.250				
							評定番号計	438	109.522	0.250					

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		314	07-01-002

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)												
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
毘沙別山元	07- B1-35	毘沙別事業地	低質材N	69	低質材	3.65	22 ~ 44	低質材	502	132.362	0.264	
								樹種計	502	132.362	0.264	
								植	502	132.362	0.264	
								評定番号計	502	132.362	0.264	

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		315	07-01-003

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)													
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
毘沙別山元	07- B1-36	毘沙別事業地	低質材N	69	低質材	3.65	13 ~ 18	低質材	503	49.841	0.099		
						3.65	20 ~ 20	低質材	212	30.952	0.146		
							樹種	計	715	80.793	0.113		
							植	計	715	80.793	0.113		
								評定番号	計	715	80.793	0.113	

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		316	07-01-004

北海道森林管理局
石狩森林管理署

		315		07-01-004		(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)								
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要	
昆沙別山元	07- B1-39	昆沙別事業地	カラ原料材	69	原料材	2.40	8 ~ 46	原料材	643	67.469	0.105			
								樹種	計	643	67.469	0.105		
								植	計	643	67.469	0.105		
								評定番号	計	643	67.469	0.105		

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		317	07-01-005

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)												
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
昆沙別山元	07- B1-40	昆沙別事業地	カラマツ	69	一般材	4.00	22 ~ 22	込一般	120	23.280	0.194	
						4.00	24 ~ 28	込一般	332	87.468	0.263	
						4.00	30 ~ 44	込一般	109	45.934	0.421	
						樹種 計			561	156.682	0.279	
						植 計			561	156.682	0.279	
						評定番号 計			561	156.682	0.279	

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		318	07-01-006

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)													
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要	
毘沙別山元	07- B1-41	毘沙別事業地	カラマツ	69	一般材	4.00	12 ~ 13	込一般	6	0.398	0.066		
						4.00	14 ~ 18	込一般	169	19.810	0.117		
						4.00	20 ~ 20	込一般	137	21.920	0.160		
						樹 種 計			312	42.128	0.135		
						植 計			312	42.128	0.135		
評定番号計												42.128	0.135

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		319	07-01-007

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)												
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
毘沙別山元	07-B1-43	毘沙別事業地	カラ原料材	69	原料材	2.40	1 ~ 100	原料材	0	150.724	0.000	
							樹種	計	0	150.724	0.000	
						植		計	0	150.724	0.000	
						評定番号		計	0	150.724	0.000	

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		320	07-01-008

北海道森林管理局
石狩森林管理署

		320		07-01-008		(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)							
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
簾舞山元	07- M5-1	簾舞事業地	低質材N	60	低質材	3.65	20 ~ 52	低質材	666	182.398	0.274		
							樹種	計	666	182.398	0.274		
							植	計	666	182.398	0.274		
							評定番号	計	666	182.398	0.274		

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		321	07-01-009

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)												
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
篠舞山元	07-M5-2	篠舞事業地	低質材N	60	低質材	3.65	20 ~ 58	低質材	944	251.885	0.267	
							樹種	計	944	251.885	0.267	
							植	計	944	251.885	0.267	
								評定番号	944	251.885	0.267	

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		322	07-01-010

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)													
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
篠舞山元	07- M5-3	篠舞事業地	低質材N	60	低質材	3.65	20 ~ 58	低質材	836	211.421	0.253		
							樹種	計	836	211.421	0.253		
							植	計	836	211.421	0.253		
							評定番号	計	836	211.421	0.253		

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		323	07-01-011

北海道森林管理局
石狩森林管理署

物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
篠舞山元	07-M10-1	篠舞事業地	トドマツ	60	一般材	3.65	20 ~ 22	込一般	110	17.703	0.161		
						3.65	24 ~ 28	込一般	112	26.836	0.240		
						3.65	30 ~ 36	込一般	47	17.653	0.376		
						3.65	40 ~ 40	込一般	1	0.584	0.584		
						樹種計			270	62.776	0.233		
				植		計		270	62.776	0.233			
				評定番号計		270	62.776	0.233					

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		324	07-01-012

北海道森林管理局
石狩森林管理署

物件所在地		植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
篠舞山元		07- M10-2	篠舞事業地	低質材N	60	低質材	3.65	20 ~ 42	低質材	631	136.799	0.217		
							樹種計			631	136.799	0.217		
							植			631	136.799	0.217		
							評定番号計			631	136.799	0.217		
										631	136.799	0.217		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

入札番号	313	樺番号	B1-34
所在地	毘砂山元	樹種	低質材N
長級	径級	本数	材積
3.65	22	113	20.001
	24	95	19.950
	26	98	24.206
	28	55	15.730
	30	33	10.857
	32	21	7.854
	34	10	4.220
	36	7	3.311
	38	3	1.581
	40	2	1.168
	42	1	0.644
計		438	109.522

入札番号	314	樺番号	B1-35
所在地	毘砂山元	樹種	低質材N
長級	径級	本数	材積
3.65	22	107	18.939
	24	99	20.790
	26	106	26.182
	28	70	20.020
	30	51	16.779
	32	30	11.220
	34	21	8.862
	36	6	2.838
	38	7	3.689
	40	4	2.336
	44	1	0.707
計		502	132.362

入札番号	315	樺番号	B1-36
所在地	毘砂山元	樹種	低質材N
長級	径級	本数	材積
3.65	13	5	0.310
	14	98	7.056
	16	189	17.577
	18	211	24.898
	20	212	30.952
計		715	80.793

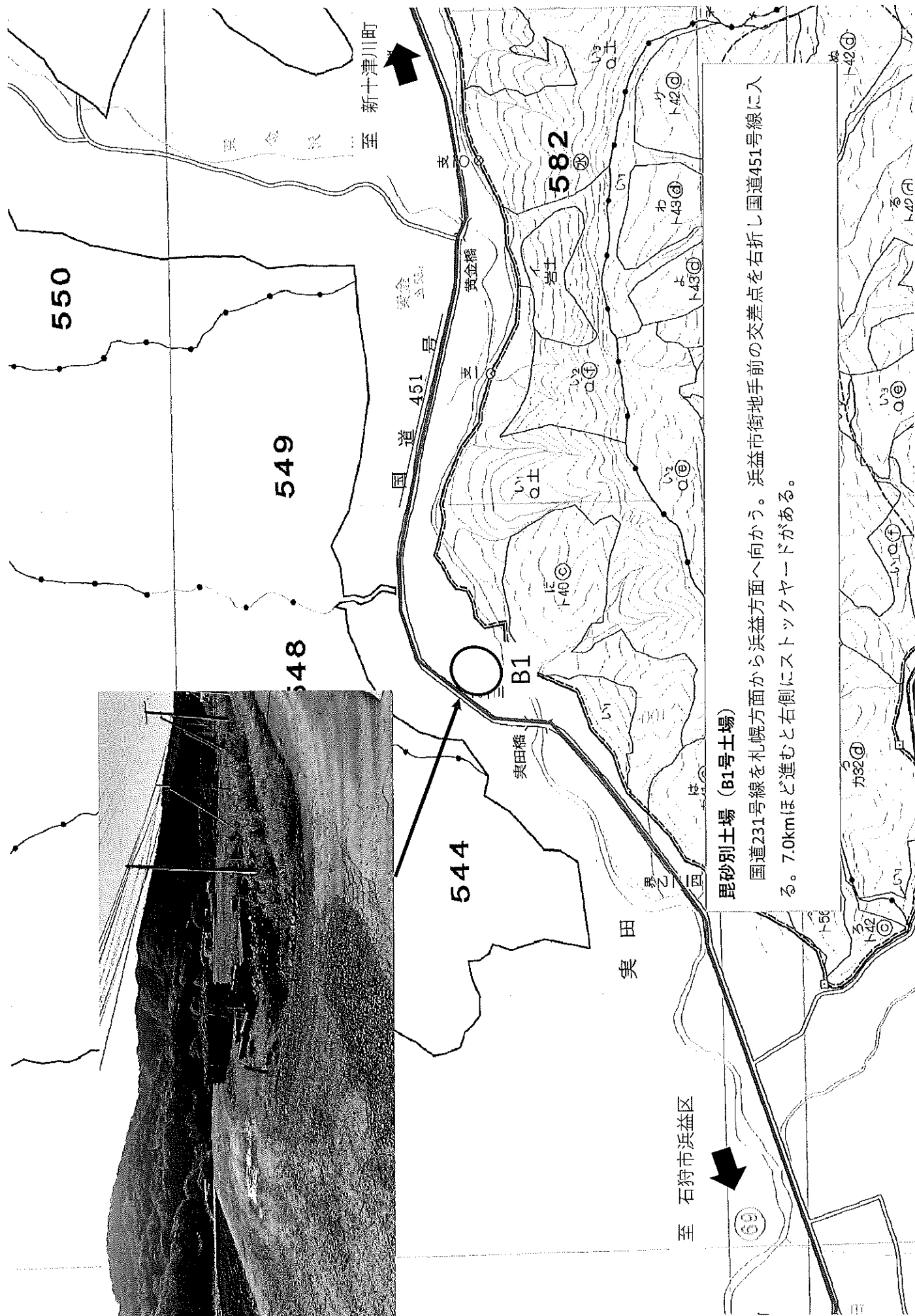
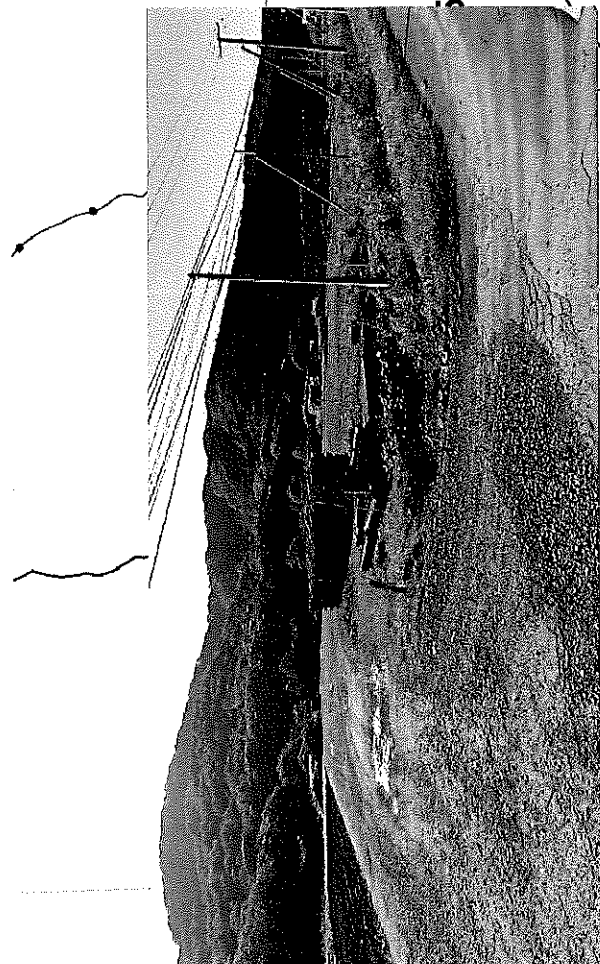
入札番号	316	樺番号	B1-39
所在地	毘砂山元	樹種	カラ原料材
長級	径級	本数	材積
2.40	8	1	0.015
	9	3	0.057
	10	8	0.192
	11	15	0.435
	12	16	0.560
	13	30	1.230
	14	74	3.478
	16	94	5.734
	18	66	5.148
	20	78	7.488
	22	67	7.772
	24	56	7.728
	26	43	6.966
	28	36	6.768
	30	25	5.400
	32	18	4.428
	34	5	1.385
	36	7	2.177
	46	1	0.508
計		643	67.469

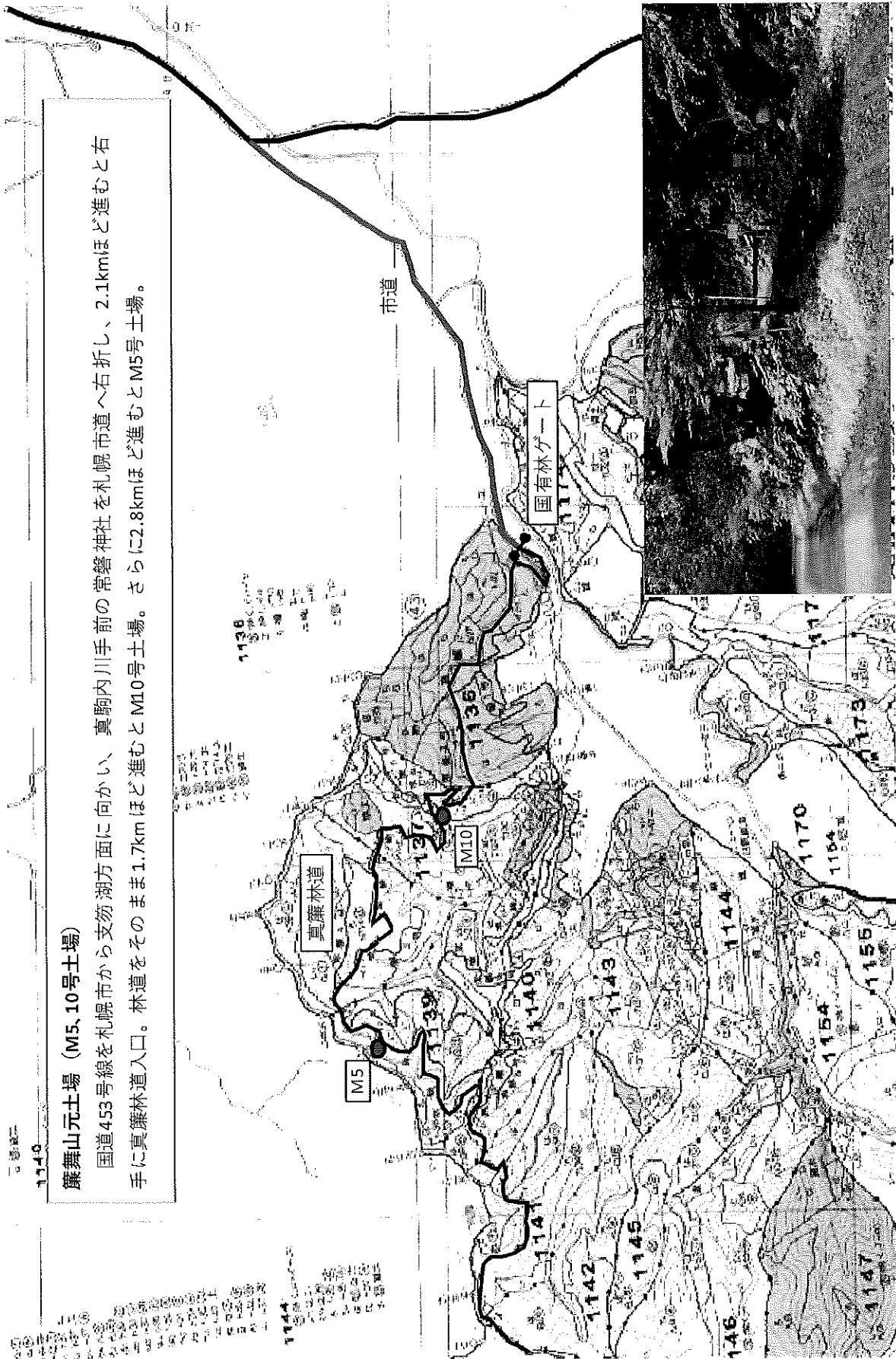
入札番号	317	樺番号	B1-40
所在地	毘砂山元	樹種	カラマツ
長級	径級	本数	材積
4.00	22	120	23.280
	24	139	31.970
	26	116	31.320
	28	77	24.178
	30	44	15.840
	32	35	14.350
	34	15	6.930
	36	5	2.590
	38	5	2.890
	40	4	2.560
	44	1	0.774
計		561	156.682

入札番号	318	樺番号	B1-41
所在地	毘砂山元	樹種	カラマツ
長級	径級	本数	材積
4.00	12	1	0.058
	13	5	0.340
	14	13	1.014
	16	53	5.406
	18	103	13.390
	20	137	21.920
計		312	42.128

入札番号	322	槌番号	M5-3
所在地	篠舞山元	樹種	低質材N
長級	径級	本数	材積
3.65	20	156	22.776
	22	153	27.081
	24	142	29.820
	26	121	29.887
	28	75	21.450
	30	61	20.069
	32	44	16.456
	34	30	12.660
	36	20	9.460
	38	10	5.270
	40	11	6.424
	42	4	2.576
	44	4	2.828
	48	3	2.523
	50	1	0.913
	58	1	1.228
計		836	211.421

[illegible]





真簾山元土場 (M5, 10号土場)

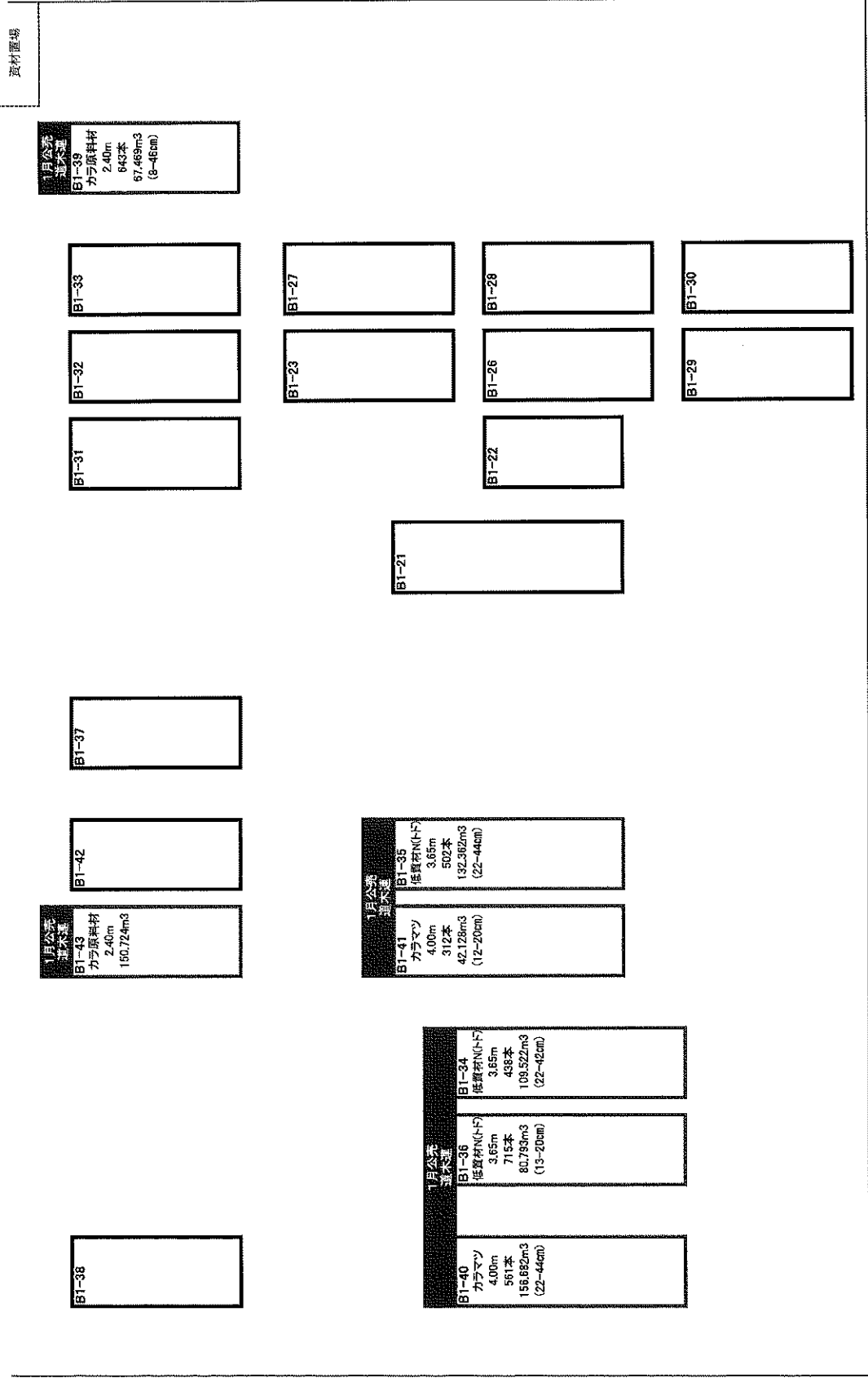
国道453号線を札幌市から支笏湖方面に向かい、真駒内川手前の常磐神社を札幌市道へ右折し、2.1kmほど進むと右手に真簾林道入口。林道をそのまま1.7kmほど進むとM10号土場。さらに2.8kmほど進むとM5号土場。

【B1号土場】

← 至 浜益

国道451号線

至 満川 →



【M5号土場】

M5-1 低質材N(トドマツ) 3.65m(20-52cm) 666本 182.398m3	
M5-2 低質材N(トドマツ) 3.65m(20-58cm) 944本 251.885m3	
M5-3 低質材N(トドマツ) 3.65m(20-58cm) 836本 211.421m3	
1 道月 木公 運売	

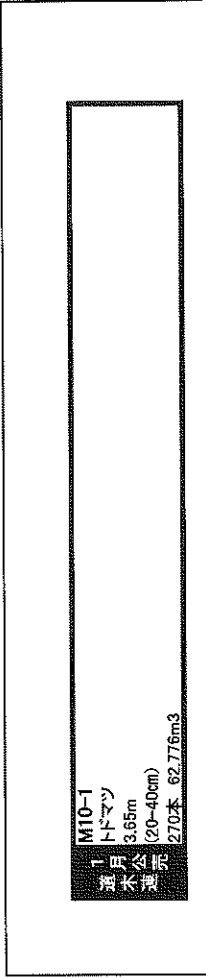
←— 至 M4号土場

作業道

至 林道ゲート
M6号土場 —→

M5-4

【M10号土場】



← 至 林道ゲート 作業道 至 M9号土場 →

